

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号 会社名 堀田丸正 株式会社 代表者名 取締役社長 井上 徹 (コード番号 8105 東証第二部) 問合せ先 執行役員管理本部長 矢部 和秀 (TEL 03 - 3548 - 8139)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- ① 経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第28条(代表取締役および役付取締役)第3項に定める、役付取締役に取締役副会長および取締役相談役を定めることができる旨を追加するものであります。
- ② 上記と同様に経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第29条(執行役員、相談役、参与および顧問)に定める、執行役員、相談役、参与および顧問に副会長を定めることができる旨を追加するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年 6 月 27 日公布)により、非業務執行取締役、 社外監査役以外の監査役に対して、会社に対する損害賠償責任の一部を免除することが可 能となったことにより、これら非業務執行取締役等による業務執行に関するモニタリング が十分に機能されるように、現行定款第 33 条(取締役の責任免除)及び同第 44 条(監査役の 責任免除)の規定を変更するものであります。なお、現行第 33 条の変更については、各監 査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以上

(下線は変更部分を示します)

現行定款

(代表取締役および役付取締役)

第28条

当会社は、取締役会の決議によって、代表取 締役を選定する。

- 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務 を執行する。
- 3. 取締役会は、その決議によって、取締役 会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に 応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役 各若干名を選定することができる。

(執行役員、相談役、参与および顧問) 第29条

取締役会の決議により、執行役員、相談役、 参与および顧問若干名を置くことができる。

第30条~第32条(条文省略)

(取締役の責任免除)

第33条

当会社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要 件に該当する場合には、賠償責任額から法令に 定める最低責任限度額を控除して得た額を限 度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には、賠償責任を限定す 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等で る契約を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額とする。

第34条~第43条(条文省略)

(監査役の責任免除)

第44条

当会社は、取締役会の決議によって、監 査役(監査役であった者を含む。)の会社法第

変更案

(代表取締役および役付取締役)

第28条

当会社は、取締役会の決議によって、代表取 締役を選定する。

- 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務 を執行する。
- 3. 取締役会は、その決議によって、取締役 会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に 応じ、取締役副会長、取締役相談役、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定 することができる。

(執行役員、<u>副会長</u>、相談役、参与および顧問) 第29条

取締役会の決議により執行役員、副会長、相 談役、参与および顧問若干名を置くことができ る。

第30条~第32条(現行どおり)

(取締役の責任免除)

第33条

当会社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要 件に該当する場合には、賠償責任額から法令に 定める最低責任限度額を控除して得た額を限 度として免除することができる。

ある者を除く)との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該 当する場合には、賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任 限度額とする。

第34条~第43条(現行どおり)

(監査役の責任免除)

- 423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2. 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第44条

当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条 第1項の賠償責任について法令に定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低 責任限度額とする。